

○薬事法関係手数料令第七条第一項第二号イ(15)及び(22)の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準

(平成二十年三月二十七日)

(厚生労働省告示第百二十三号)

薬事法関係手数料令(平成十七年政令第九十一号)第七条第一項第二号イ(15)及び(22)の規定に基づき、薬事法関係手数料令第七条第一項第二号イ(15)及び(22)の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、平成二十年四月一日から適用する。

薬事法関係手数料令第七条第一項第二号イ(15)及び(22)の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準

薬事法関係手数料令(平成十七年政令第九十一号)第七条第一項第二号イ(15)及び(22)の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 国際機関により定められた基準であって、乳児用調製粉乳の用法として、調乳の際に使用する湯の温度を摂氏七十度以上に保つことその他の事項を定めるもの
- 二 一般用漢方処方に関する薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第十四条第二項第三号(同条第九項及び第十九条の二第五項において準用する場合を含む。)の審査に係る基準